

東大阪市立子育て支援センターキャッシュレス決済導入事業にかかる 公募型見積合せ実施要領

1. 目的

この要領は、東大阪市立子育て支援センターにキャッシュレス決済を導入するにあたり、公募型見積合せにより、キャッシュレス決済導入に必要なノウハウを有する事業者を選定する手続等について定めたものである。

本市は本見積合せにおいて選定した事業者（以下、「選定事業者」という。）とキャッシュレス決済導入にかかる協定を締結し、選定事業者もしくは選定事業者の推薦する事業者とキャッシュレス決済端末の調達に関する契約および指定納付受託業務に関する契約を締結するもの。

2. 事業概要

- (1) 事業名 東大阪市立子育て支援センターキャッシュレス決済導入事業
- (2) 事業内容 別紙「東大阪市立子育て支援センターキャッシュレス決済導入事業計画書」のとおり
- (3) 事業期間 締結日から令和8年3月31日まで
※ただし、上記期間は導入にかかる初年度を示すもので、キャッシュレス決済の運用継続については単年度ごとの判断となることに留意すること。

3. 運用開始日

令和7年10月1日（水）

※可能な限り早期の運用開始を希望し、詳細は本市との協議により決定する。

4. 参加する者に必要な資格

本事業の見積合せに参加を希望する者（見積合せ参加申込書を提出する者）は、次に掲げる全ての要件を満たしていること。

- (1) 本市の令和7年度入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (2) 令和2年度から令和6年度までの間に、国または地方公共団体において、本件に類似する事業を担った実績があること。
- (3) 東大阪市入札参加停止要綱による入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱による入札参加除外措置中でないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き開始の申立て中又は再生手続き中でないこと。

- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て中又は再生手続き中でないこと。
- (8) 破産法（平成16年法第75号）の規定による破産手続き開始の申立て又は破産手続き開始決定されていないこと。
- (9) 東大阪市暴力団排除条例（平成24年東大阪市条例第2号）に規定する暴力団員または暴力団密接関係者に該当しないこと。

5. スケジュール

項目	日程	詳細
見積合せ実施要領公表	令和7年5月19日（月）	
見積合せ参加申込書提出期間	令和7年5月19日（月）から 令和7年5月22日（木）正午	6を 参照
質問受付期間	同上	7を 参照
質問回答日	令和7年5月27日（火）	7を 参照
キャッシュレス決済導入事業に かかる見積提案書提出期限	令和7年5月30日（金） 午後5時30分まで	8を 参照

6. 見積合せ参加申込に関する事項

(1) 見積合せ参加申込の必要書類について

本見積合せに参加を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。

番号	書類の名称	様式
1	公募型見積合せ参加申込書	様式1
2	導入実績調書	様式2
3	キャッシュレス決済端末の 概要書類	導入を予定している決済端末の 性能等が分かるもの。（カタログ等、様式は問わない）

※様式1の押印を省略する場合は、真正性の担保が必要であるため
「13. 問合せ先」に記載の電話番号に連絡をすること。

(2) 見積合せ参加申込書類の提出先及び期間

- ア. 提出先 東大阪市荒本北一丁目1番1号
東大阪市役所 8階 子どもすこやか部保育室保育課
- イ. 提出期間 令和7年5月19日(月)から令和7年5月22日(木)まで(本市の閉庁日は除く。)の午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで(最終日は正午まで)(期限内必着)
- ウ. 提出方法 持参又は郵送(発送記録が確認できる方法に限る。)で提出すること。なお、電子メールでの提出も可能とする。ただし、電子メールで提出する場合は、電子メール到達確認のため、送付後、「13. 問合せ先」に記載の電話番号に連絡をすること。

(3) 見積合せ参加の辞退

見積合せ参加申込書類を提出した後、見積合せの参加を辞退する場合は、(様式6) 辞退届を令和7年5月30日(金)午後5時30分までに郵送又は持参により提出すること。
なお、郵送の場合は、発送した旨を「13. 問合せ先」に記載の電話番号に連絡すること。(期限内必着)

7. 質問の受付

(1) 受付期間

令和7年5月19日(月)から令和7年5月22日(木)正午まで

(2) 質問方法

質問を行う場合は、見積合せ参加者名を特定できる内容を記載しないうえで、(様式3) 質問書に必要事項を記載の上、電子メールで提出すること。電子メール到達確認のため、送付後に電話連絡すること。なお、電子メール以外による質問や期間経過後の質問は受け付けない。

(3) 回答方法

令和7年5月27日(火)までに、全質問に対する質問回答書を参加申込のあった者に対して電子メールで送付する。なお、本市において意図を変えない範囲で質問の内容を編集し、回答を行う場合がある。また、公表資料等について補足説明が必要であると本市が判断した際は、質問回答書に当該内容を含め、回答を行う場合がある。

8. キャッシュレス決済導入事業にかかる見積提案書の提出について

(1) (様式4) キャッシュレス決済導入事業にかかる見積提案書及び(様式5-1~3)

キャッシュレス決済導入事業にかかる見積提案書内説明細書(以下、「見積提案書等」という。)に必要事項を記載し、令和7年5月30日(金)午後5時30分までに、保育課あてに持参又は郵送にて提出すること。ただし、郵送の場合は発送記録が確認できる方法に限るものとし、提出期限内に必着すること。また、発送後その旨を電話連絡す

ること。なお、理由の如何を問わず、期限内に保育課まで書類が到着しない場合や書類に不備がある場合は受け付けない。

- (2) 書類は(様式4)、(様式5-1)、(様式5-2)、(様式5-3)の順にクリップ等で仮止めして、提出すること。
- (3) 提出した見積提案書等は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

9. 参加申込者の失格に関する事項

参加申込者は、以下のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 見積提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) (様式5-1～3) キャッシュレス決済導入事業にかかる見積提案書内説明細書に記載している提案上限価格(「初期導入経費合計金額」及び「運用等経費(10年間想定)合計」)を超える金額を提案した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積合せ参加申込書提出日から見積提案書提出期限の日までの間において、東大阪市入札参加停止要綱による入札参加停止となった者
- (5) 見積合せ参加申込書提出日から見積提案書提出期限の日までの間において、東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱による入札参加除外となった者
- (6) 見積合せに参加することが適正でないと決定された者

10. 事業者の決定方法

- (1) 本市の提案上限価格以内で最低の価格で見積提案書等を提出した者を選定事業者として決定する。なお、見積提案書等に示すとおり、初期導入経費(イニシャルコスト)と運用等経費(10年間ランニングコスト(※積算方法は年額費用×10年とする。))との合計額を提案額とする。
- (2) 本市の提案上限価格以内で最低の価格で見積提案書等を提出した事業者が2人以上ある場合は、当該提出者にその旨連絡し、市役所本庁舎会議室にて当該提出者立会いのもと、くじにより選定事業者を決定する。日時等については別途連絡する。くじ当日に当該提出者が参加できない場合は、本市が指定する職員がくじを引くこととする。
- (3) 選定結果については、選定事業者に対し書面をもって通知するとともに、ホームページにて公表する。

11. 協定について

- (1) 選定事業者は、本市と東大阪市立子育て支援センターキャッシュレス決済導入事業計画書による協定を締結し、下記のとおり、キャッシュレス決済端末の調達(初期設定費用等含む)に関する契約(ア)並びに指定納付受託業務に関する契約(イ)について、各事業者と本市との契約締結手続きについて誠意をもって速やかに対応すること。な

お、選定事業者は上記協定の範囲内で、キャッシュレス決済導入完了までの包括的な責任を負うものとする。また、契約締結に際しては、東大阪市財務規則のほか関係法令の規定に基づくものとする。

ア．キャッシュレス決済端末の調達に関する契約

キャッシュレス決済端末については、選定事業者もしくは選定事業者の推薦する事業者と市が物件売買契約を締結し、調達するもの。なお、物件売買契約締結にあたり、改めてキャッシュレス決済端末の調達にかかる見積書を徴収する。

イ．指定納付受託業務に関する契約

指定納付受託業務に関する契約については、選定事業者もしくは選定事業者の推薦する事業者と市が契約を締結する。単年度契約であり、契約の継続については年度ごとに判断するもの。

(2) 契約保証金は、東大阪市財務規則第117条第3号により免除する。

12. その他

- (1) 地方自治法、同法施行令その他関係法令に則ること。
- (2) 東大阪市財務規則を遵守すること。
- (3) 個人情報の保護に関する法律を遵守すること。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 次のいずれかの関係に該当する者同士の参加は認めない。

ア．親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社

（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にある者

イ．親会社を同じくする子会社同士の者

ウ．一方の会社の役員（監査役は含まない。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている者

エ．一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者

13. 問合せ先

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市子どもすこやか部保育室保育課

TEL 06-4309-3196

メールアドレス hoiku@city.higashiosaka.lg.jp